

令和元年度 成年後見制度利用体制整備研修 基礎研修 3 日目
権利擁護支援の広報【演習】

- | | |
|------|-------------------|
| 講義 | 広報・啓発の意義 |
| 演習 1 | 広報啓発のツール |
| 演習 2 | 広報啓発の企画 |
| 演習 3 | ロールプレイ『成年後見制度の説明』 |



特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター
住田 敦子

権利擁護支援の広報【演習】

目標

関係機関や対象者に応じた広報のあり方を学ぶ
とともに、積極的に情報発信を行うことで権利
擁護支援についての地域の理解を醸成すること
を学ぶ

—どこに住んでいても必要な人に必要な支援を—
—そもそも知らなければ制度は使われない

中核機関のある地域



中核機関のない地域



みなさんの地域の問題として考えてみてください

ここに頼るべき身寄りに次々と先立たれた高齢女性がいいます。公務員として長年働き、年金もあり、介護保険料も払ってきました。しかし80代後半になり、判断力にも自信なく、消費者被害にあった後は、誰を信用してよいかわく不安も大きくなってサービス利用も拒否し、閉じこもりがちで税金等も滞納していました。

つい最近、脱水症状で救急車で緊急入院するようないことがありました。しかし、支払いや退院先の検討等で親族の協力がなないこともあり、病院でも困っていました。

これからどうしたらいいのかしら？



あなたの地域では

このような問題が民生委員・介護支援専門員・
相談員等に権利擁護の課題として理解され、
対応・相談できる体制ができていますか？

周知・啓発の目的は、身近な人が権利擁護の
必要性に早期に気づくことです



あなたの地域では

自治体内でも虐待や消費者被害等、窓口がばらばらで、権利擁護ニーズが一体的にとらえられていない等の問題はありませんか？



—そもそも困っていることの認識が無い方もいる—

中核機関の役割・期待される効果【広報機能】

現状の課題

・【本人、家族、住民等】
制度が知られていない

・【包括等相談窓口】
制度が知られていない

・【本人、家族、住民等】
成年後見制度の相談
先がわからない

・【本人、家族、住民等】
相談しても、自治体や
家庭裁判所にたらい
回しにされる。

中核機関の役割・機能

○研修・講演会等による周知・広報

○明確な相談窓口
の設置
(各自治体・中核機関)
本人、親族、施設、
病院、事務所等への
相談対応・相談会

期待される効果

○制度を本人、家族、住民、
地域の福祉関係者が理解
○本人に身近な人が発見・
気づき、相談に繋がりがす
くなる。

○成年後見に関する相談窓口
が明確化される。
○相談の機会が増える
→相談が行われやすい環境
が整う

引用：「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」

図Ⅱ-3「中核機関の役割・期待される効果」20頁

広報・啓発において特に課題と感ずること

①対象者に応じた広報・啓発の取組工夫が必要

- ・ 広報啓発を行ってもその必要性を感じる人しか相談に来ない。
- ・ 制度が難しくわかりにくいいため、画一的な広報では必要としている方に届いていないように感じる

②一般住民（本人、家族等）に制度がよく知られていない

成年後見制度についての理解や認識がされていない

③制度をわかりやすく・正しく伝えることが難しい

成年後見制度自体が難しいためわかりやすい説明の工夫が必要である

広報・啓発において特に課題と感ずること

④関係機関に制度がよく知られていない

ケアマネージャーや計画相談員等の福祉職であっても制度の理解度の差があること

関係者向けの研修会の機会を設けても忙しいという理由でなかなか参加してもらえない

高齢者や障害者に関わるサービス提供事業者、行政関係の理解が十分ではない。

⑤職員体制・スキルが十分でない

広報・啓発にかかるマンパワー不足

実務経験がないため具体的な後見人業務について広報できない

⑥制度を必要とする利用者ニーズの掘り起こし

窓口に来る力がない利用者のニーズをどのよう掘り起こすか
必要な住民に情報が行き届かない

(参考)相談に繋げるための 広報機能

定例研修会の開催 (対象：住民)

①成年後見セミナー

成年後見制度、尾張東部成年後見センターの周知啓発を目的とした住民向けセミナー

平成23年度
開設記念講演会

750名
参加

平成24年度 220名

自分らしく生きる
～権利擁護 虐待防止の成年後見制度の活用～

第1期 平成24年9月7日(土) 13:30～15:30
第2期 平成24年10月13日(土) 13:30～15:30

参加費 無料
手紙・資料あり

平成25年度 130名

認知症になった波平 契約社会と成年後見制度

8月4日(日) 午後1時30分～午後3時30分
会場 瀬戸蔵 つばきホール
定員 300名
参加費 無料

平成26年度 152名

誰もが安心して暮らし続けられるために 権利擁護と成年後見を考える

平成26年5月10日(土) 13:30～16:00(開場13:00)
会場 東郷町役場 2階大会議室
定員 150名
参加費 無料

平成27年度 136名

成年後見制度における市民後見人の意義

平成27年4月18日(土) 13:30～16:00(開場13:00)
会場 尾張市 スカイワードあさひ 6階 ひまわりホール
定員 160名
参加費 無料

平成28年度 112名

私たちのことを 私たち抜きに決めないで

意思決定支援と成年後見制度

平成28年6月11日(土) 13:30～16:30
会場 福祉の家 2階集客室
定員 150名
参加費 無料

平成29年度 155名

意思決定支援って、 身上監護ってどういうこと? ～成年後見制度利用促進法の求めること～

平成29年6月17日(土) 13:30～16:30
会場 日進市中央福祉センター 多機能室
定員 150名
参加費 無料

平成30年度 187名

講談で学ぶ 成年後見制度

平成30年6月16日(土) 13:30～16:15(開場13:00)
会場 瀬戸蔵 2F つばきホール
定員 300名
参加費 無料

平成31年度 150名

成年後見セミナー 講談で学ぶ成年後見制度

平成31年6月8日(土) 13:30～16:15(開場13:00)
会場 豊明市文化会館 小ホール
定員 300名
参加費 無料

講談で学ぶ 成年後見制度

平成24年 1月14日(土) 午後1時開場/午後1時30分開演
会場 日進市民会館 大ホール
入場無料/申込不要

(参考) 相談に繋げるための 広報機能

定例研修会の開催(対象: 住民)

② 住民のための

成年後見サポーター養成講座

(2日間の研修 各日10:00-17:00)

認知症高齢者や精神・知的障害者の
暮らしを支える成年後見制度について
学ぶ、住民向けの講座です。

講座内容

- ・成年後見人の役割
- ・認知症の医学的理解
- ・認知症の理解
- ・成年後見制度の基礎
- ・障害のある方の権利擁護支援
- ・死後事務の実態
- ・後見業務の実際(グループワーク)

～認知症高齢者や精神・知的障害者の暮らしを支える

成年後見制度について学んでみませんか？～

住民のための成年後見サポーター養成講座 受講者を募集します！

成年後見制度について
知りたい方

将来、後見業務に
関わりたい方

あなたのお力で
地域の後見制度を
支えてください！

親族後見を
検討されている方



業務上、知識が必要な方（医療関係者・福祉関係職員・金融機関職員・行政職員等）も
ぜひ受講ください！

判断能力の十分でない方の権利をいかに守り、どう地域生活を支えていくかの視点から研修を
行うことにより、成年後見制度を理解し、地域で後見業務を広く支えるサポーターとなる人材を
養成することを目的としています。 ※市民後見人養成の研修ではありません。

日 時	令和元年 9 月 7 日（土）・14 日（土）
会 場	豊明市商工会館イベントホール（豊明市三崎町中ノ坪 5-1）
受講料	2,000 円（資料代含む） 当日受付時に集金させていただきます ※1 日のみの受講の方は半額になります
募集定員	40 名 （以前に受講された方でも受講できます）
主 催	特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター ホームページ http://owaritoubu-kouken.net 尾張東部 成年後見 検索



相談に繋げるための 広報機能

定例研修会の開催(対象:行政・専門職)

③行政・福祉関係者のための 成年後見勉強会

行政や福祉関係者の方に
特に必要な知識にスポットを
当てた、成年後見制度についての
知識を深め合う勉強会です。

講座内容

- ・尾張東部成年後見センター事業報告
- ・成年後見制度活用事例紹介
- ・講演「成年後見制度をもっと身近に」

行政・福祉関係者のための

成年後見勉強会



成年後見制度を
もっと身近に！

プログラム

- ①尾張東部成年後見センター事業報告
- ②成年後見制度活用事例
『ゆたかに暮らす権利をまもる成年後見制度
～高次脳機能障害の方の債務整理と居所の選択～』
- ③講演
『成年後見制度をもっと身近に ～具体的活用方法と効果～』

講師

特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター センター長 住田 敦子

日時：令和1年7月10日(水) 10:00～12:00

会場：日進市民会館 展示ホール
(〒470-0115 日進市折戸町笠寺山62番地3)

対象：職務上知識が必要な方
(行政・介護保険関連事業所・障害者福祉関連事業所・医療関係者など)

定員：100名



特定非営利活動法人
尾張東部成年後見センター

相談に繋げるための 広報機能

定例研修会の開催(対象:行政・専門職)

④専門職(医療・法律・福祉)権利擁護研修会 医師会との共催 年2回開催

医療・法律・福祉関係等、
専門職の方たちを対象に、
権利擁護について学びます。

講座内容

- ・医師による権利擁護に関する講演
- ・家庭裁判所書記官による講義
- ・他種職で一つのテーマを探るグループワーク

令和元年度 第1回

専門職(法律・医療・福祉・行政)による権利擁護研修会

参加
無料

「これからの在宅医療とネットワーク」

2019
7/24 水
13:30 ~ 15:45

会場 日進市民会館小ホール (日進市折戸町笠山 62-3)

対象 法律職、医療職、福祉関係者、行政職員等

募集人員 120名(先着順)

●演題とタイムスケジュール●

13:40
↓
14:30

演題①「これでいいのか?在宅医療

これでいいのだ!在宅医療」

講師:アガベクリニック 院長 伊藤志門 先生

14:30
↓
14:55

演題②「新しい診断書と

本人情報シートについて」

講師:名古屋家庭裁判所 主任書記官 小栗裕介 氏

15:00
↓
15:45

グループワーク・総評



共催 東名古屋医師会医療介護総合研究センターやまびこ
特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター

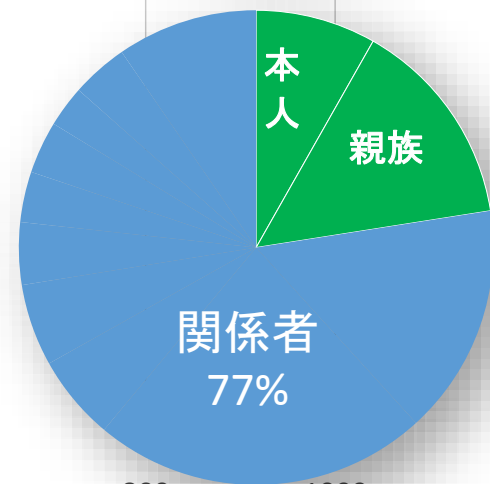
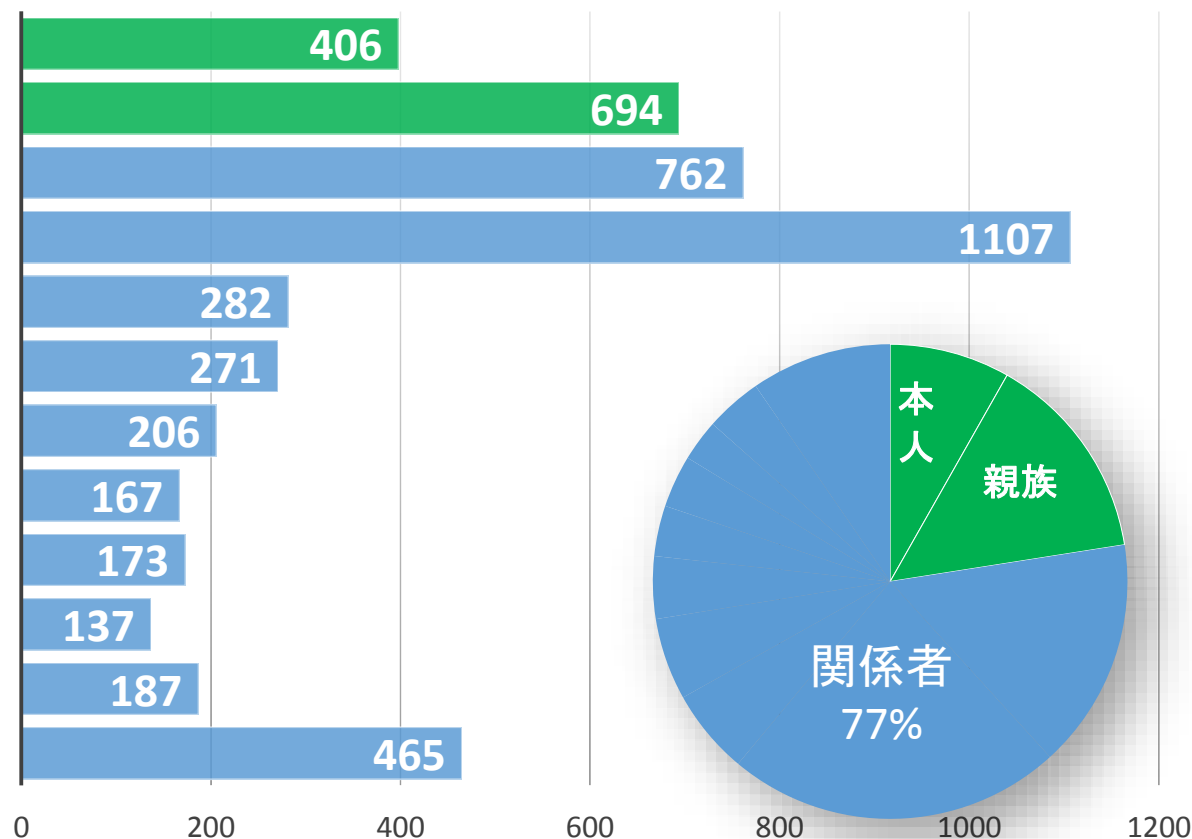
相談実績（平成30年4月～平成31年3月）

市町村別

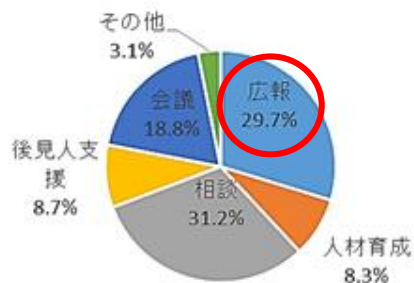
瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	その他	合計
1365	647	389	920	196	559	39	4115

相談者種別

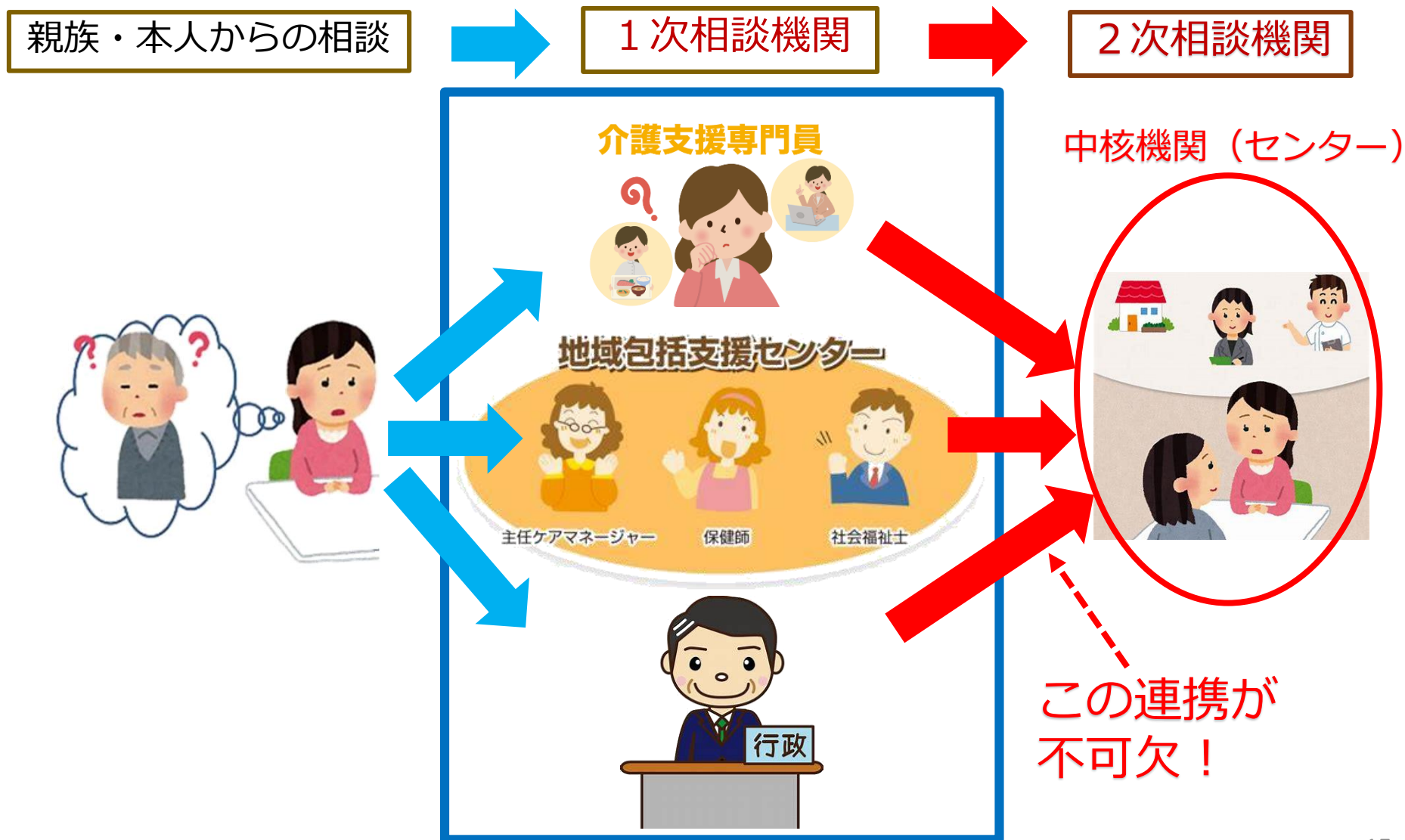
本人
親族
行政
地域包括支援センター
ケアマネジャー
事業所
障害者相談支援センター
社会福祉協議会
病院
弁護士
司法書士
その他



受託事業の業務時間割合（相談員）
【平成29年6月】



センターは権利擁護に関する専門相談機関（2次相談機関）



尾張東部圏域成年後見制度利用促進計 2019-2020実施計画

事業計画 2019-2020

中核機関					独自事業		
1 広報・啓発	2 相談	3 利用促進	4 後見人支援	5 協議会等	虐待対応	法人後見	意志決定支援
①講演会 R1.6.8 講演 豊明市 ②研修会 ア 行政・福祉関係者向け研修会 日進市 R1.7.10 イ 成年後見サポーター養成講座 豊明市R1.9.7/9.14 ウ 専門職による権利擁護研修会 日進市 R1.7.24 年2回 出前講座等 20〜30回程度 ・申立て書類作成演習(2日間) ・広報紙掲載巡回相談案内(毎月6市町) ・FMラジオ イベント紹介 ・プロモーションビデオ作製 申立ての流れ 後見人の役割 大学連携PV上記2本作製 ・市民後見人養成研修説明会 ⇒6市町広報紙・回覧板 市民後見人かわら版(くろこ)作成配布 市民後見人PV上映 ・会報誌(年1回発行) ・リーフレット配布(相談者向け) ・リーフレット作成(本人向け) ・講演会等新聞広告(地方紙・福祉新聞) ケーブルテレビ取材放映 ・認知症協定 行政から金融機関への 周知 窓口でのリーフレット設置 ・病院窓口でのリーフレットや研修チャ シの設置(精神科病院含む) ・ICTを活用した研修案内 ・医師会との連携研修会の開催(年2回) ・自立支援協議会等への委員参加 ・県レベルでの周知啓発 市民後見推進事業受託 県民を対象とした市民後見人の啓発 ・愛知県内の行政、中核機関に向けた 啓発(県・県社協・三士会・家裁・中核 機関との連携による企画)	1.一般相談 ①住民相談 訪問・来所・巡回・電話 ②専門相談 法律家への相談 2.巡回相談 6市町月1回予約制 3.ケース検討会議 権利擁護支援の判断 市長申立て検討会議 課題検討会議 地域ケア会議参加 受任調整会議 虐待対応検討会議 苦情対応会議	1.受任調整 専門職後見人等の事前面 談の実施 2.家庭裁判所との連携 受任調整 専門職・市民後見人 3.担い手活動支援 ①市民後見人 ・第3期市民後見人養成研修 ・フォローアップ研修年4回 ・第1期市民後見人バンク 登録者更新審査 ②法人後見実施機関の育 成 ・社会福祉法人など 4.日常生活自立支援事業 ①日事ミーティングの開催 PTの発足 ・メリットシート ・そろそろシート ・法人後見PT 5月・7月開催 5.生活困窮者自立支援 相談・同行・ケース会議 判断能力、制度利用の検討	1.本人調査 専門職後見人 市民後見人 ▽ 本人の満足度 後見業務の見直し 2.家庭裁判所との連携 ・後見人等の交代 ・後見人等の辞任 ・類型変更 ・取消申立て ○親族後見人研修受講案内 ▽ ・市民後見人養成研修 ・成年後見サポーター養成	・適正運営委員会 年6回 偶数月 ・進行管理推進委員会 年2回 9月・3月 ・権利擁護支援協議会 年2回 地域課題検討案 身元保証に関する事項 参考:医療現場における 成年後見制度への 理解及び病院が身元 保証人に求める役割 等の実態把握に関す る研究報告書	1.意思決定支援プロ ジェクト スーパーバイザー派遣 事業(年3回) ・虐待事例検討会 ・虐待モデル研修 ・行政虐待対応検証会 2020(年10回) ・個別スーパービジョン ・啓発研修 6市町 2虐待防止センター視察	1.後見支援計画 相談員会議共有・SV 2.全ケース共有 全体会議職員共有 課題、報告等 3.法人受任ガイドライン 法人後見における課題 ▽ 適正運営委員会での助言 新規ケースの受任	1.権利擁護支援協議会 ・事例検討会 ・フォーラムの開催 2.本人調査 専門職後見人が担当するケース 市民後見人が担当するケース 3.法人後見における実践 ・相談員会議 ・外部ケース検討会議

・広報・啓発(設置当初から重点項目)
・後見人支援機能に重点を置いている



参考：尾張東部権利擁護支援センター

演習1

みなさんの地域では、広報・啓発のツール（広報媒体）としてどのようなものが考えられますか？

（グループワーク：みなさんが持参した媒介なども紹介して参考にしてください）



演習1 啓発のためのツール例

- リーフレット
- ポスター
- チラシ



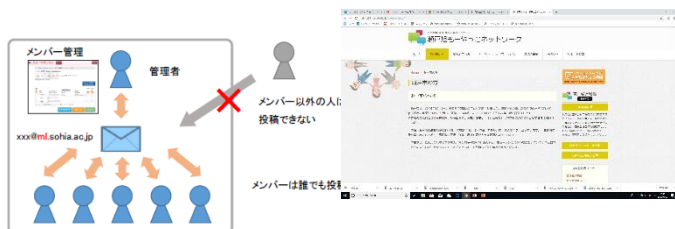
- 回覧板
- 広報紙
- 会報誌



- 新聞(地方紙)
- 福祉新聞



- メーリングリスト
- 電子連絡帳 (ICT)



- ローカルラジオ
- ケーブルテレビ
- プロモーションビデオ作製



演習2

あなたが所属する機関において、権利擁護支援の広報・啓発のための研修会や講演会をどのように企画しますか。

具体的なプログラムを考えてみましょう。

- 1 目的
- 2 研修タイトル
- 3 対象者
- 4 内容



広報・啓発事業の企画・実施・振り返り

- 広報・啓発の意義、目的、目標
- 企画立案
- 準備 役割分担・アンケート作成等
- 実施 記録（音声、写真、映像等）
- 振り返り（全体共有）アンケート集計



演習 3 親族への成年後見制度の説明

親族への成年後見制度の説明場面から
どのような気づきがありますか

親族との会話のやりとりに着目してしてください。

※資料はあくまでも参考なので

ロールプレイに注目してください



相談のきっかけ

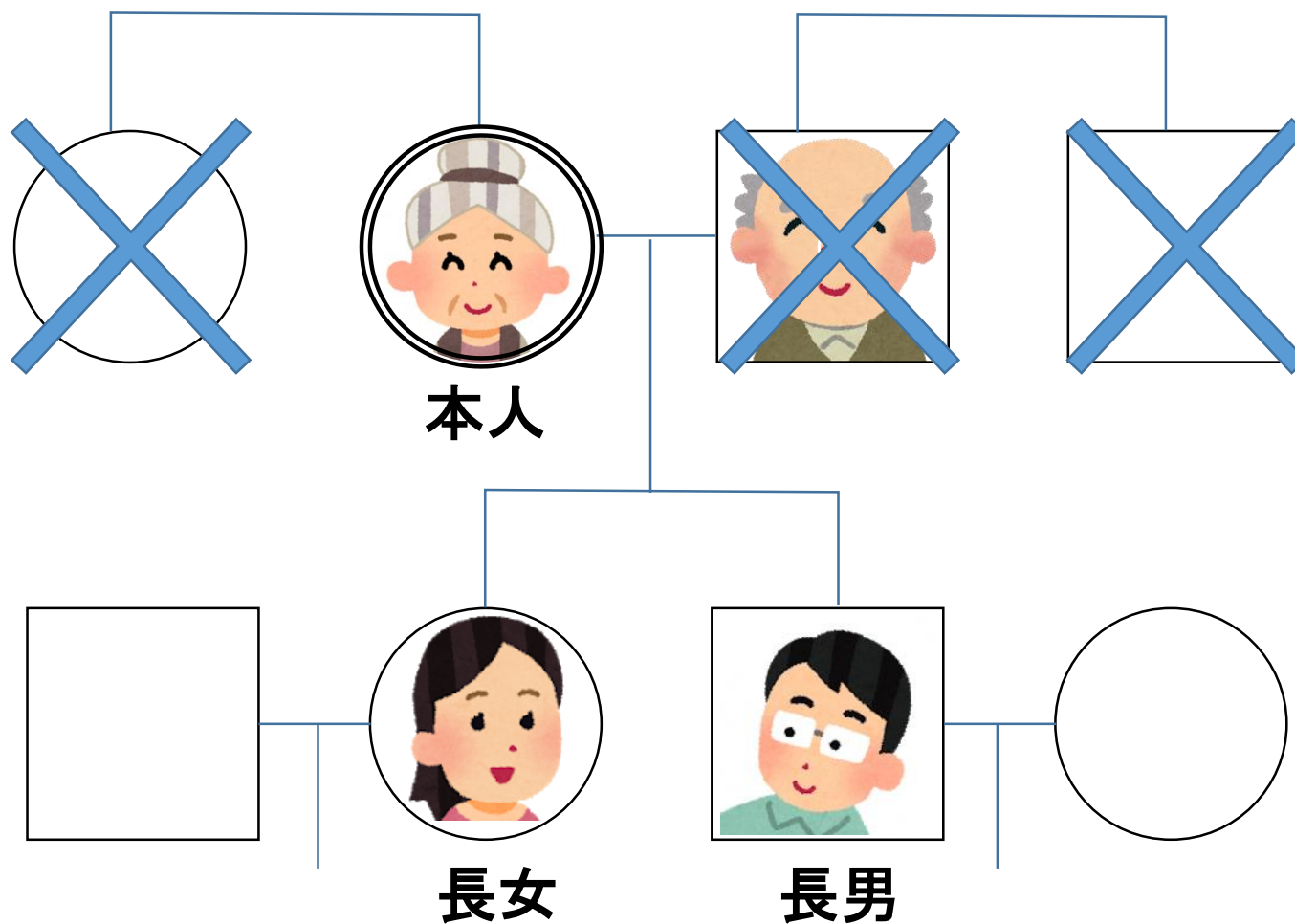
- 一人暮らしの母が60万円の布団を買わされた。物忘れも増えてこれ以上騙されないか心配



- 市役所へ相談に行ったところ、権利擁護支援センターを紹介されました。



親族関係図



相談(アセスメント)1/2

本人の希望

- ・家で暮らしたい
- ・子供に迷惑かけたくない

疾患

- ・アルツハイマー型認知症
- ・長谷川式10点

介護保険

- ・要介護1
- ・デイサービス週2回
- ・ヘルパー週2回
(買い物・掃除)



経済状況

- ・遺族年金12万円／月
- ・預金200万円

住環境

- ・築50年の木造一軒家(本人名義)
- ・近所に高齢の友人多数
- ・サロン等にも楽しく参加している

相談(アセスメント)2/2

親族

- ・長男 海外勤務単身赴任
- ・長女 E市在住(車で3時間)



関係者

- ・包括支援センター
- ・ケアマネ
- ・デイ
- ・ヘルパー
- ・民生委員
- ・友人

課題

悪徳商法に今後も騙される可能性が高い
認知症による短期記憶障害が進行している
火の消し忘れが時々ある



成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。



成年後見制度とは

- ・判断能力が不十分になる前に⇒任意後見制度

今は元気でも、将来、判断能力が不十分になった時に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。



- ・判断能力が不十分になってから⇒法定後見制度

すでに判断能力が不十分な人に代わって、法律行為をしたり、不利益な契約を取り消したりする制度です。



申立が出来る人

申立は

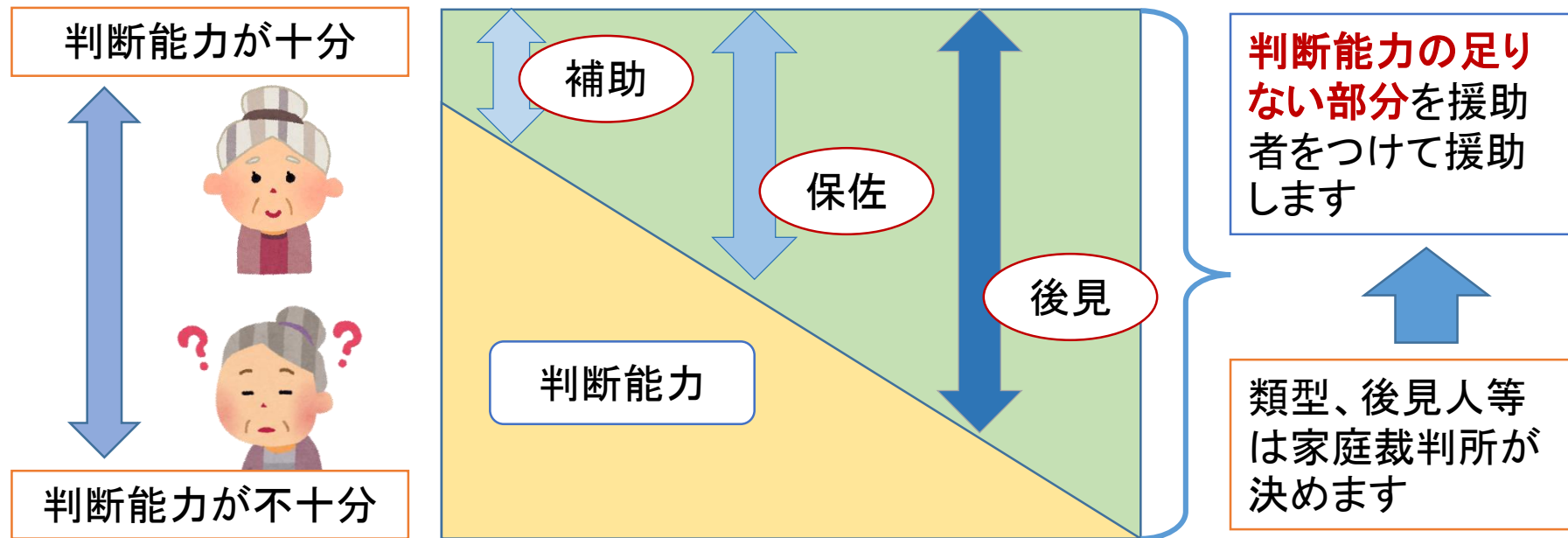
- ・本人
- ・配偶者
- ・4親等以内の親族
- ・市町村長
- ・任意後見人等



親、祖父母、孫、ひ孫
兄弟姉妹、甥、姪
おじ、おば、いとこ
配偶者の親・子・兄弟姉妹

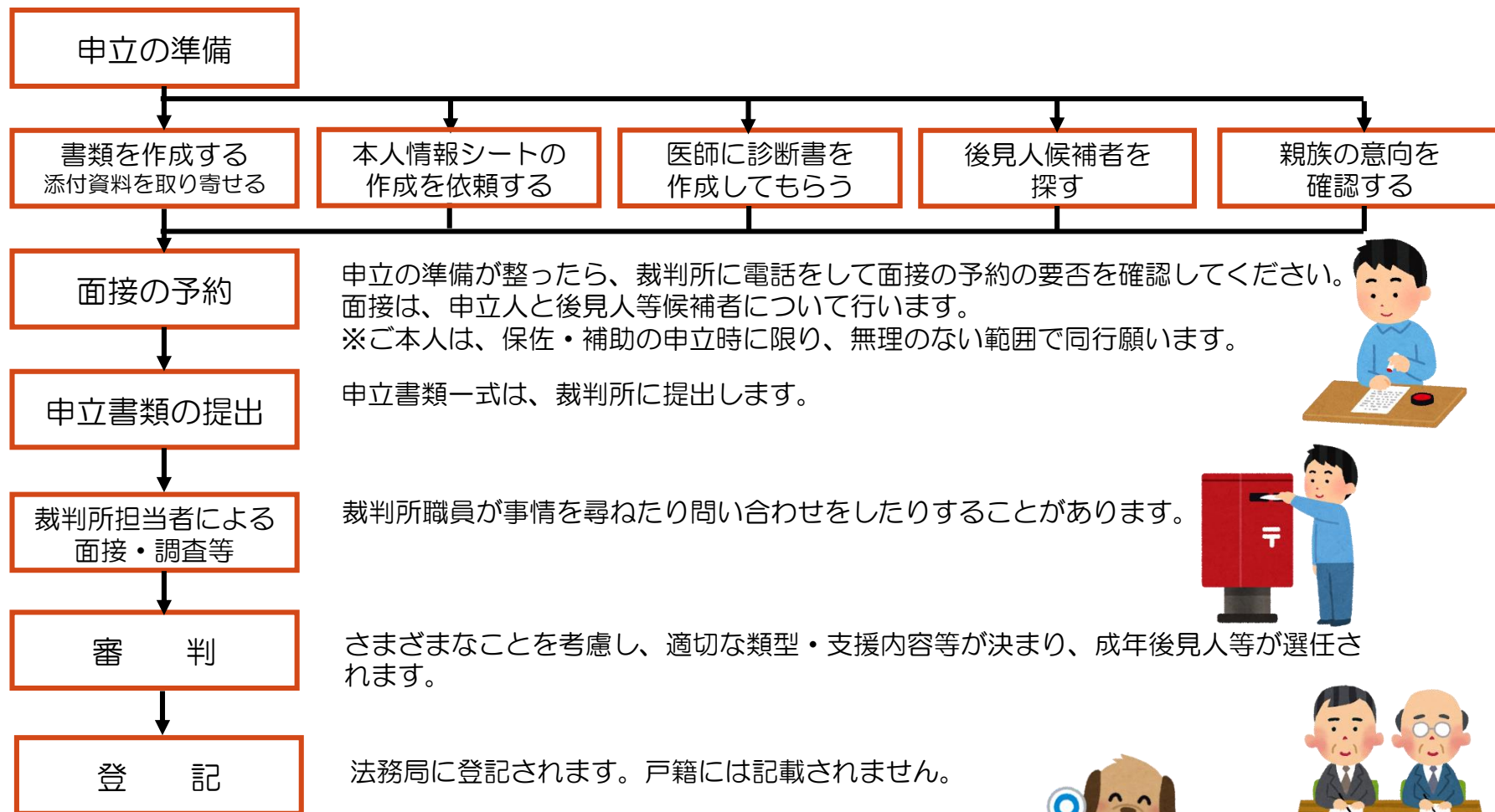
が、行います。

後見・保佐・補助の3つの類型

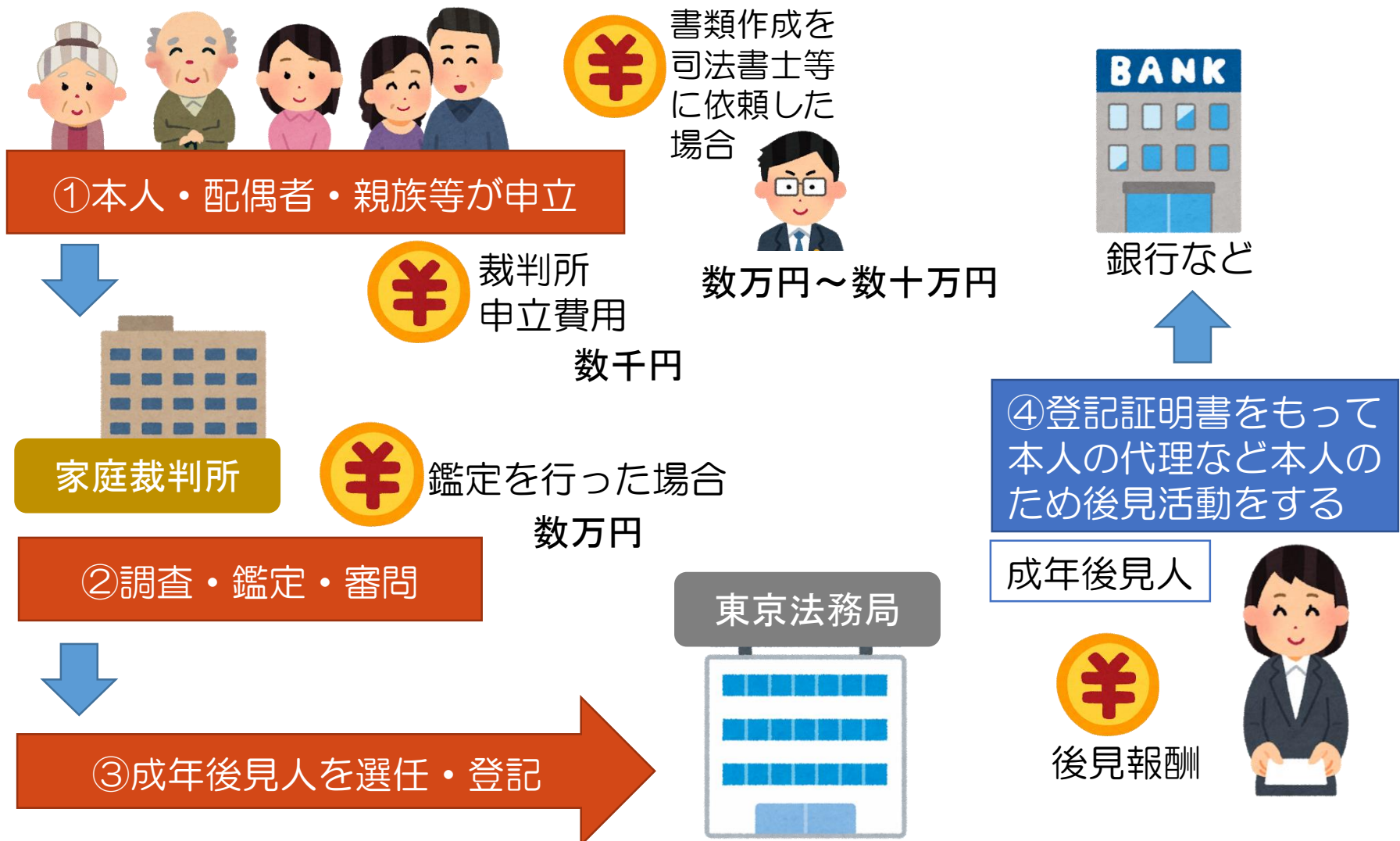


判断能力の程度	類型	援助者	援助される人	援助のための権限
不十分	補助	補助人	被補助人	限定同意権 + 限定代理権
著しく不十分	保佐	保佐人	被保佐人	法定同意権 + 限定代理権
欠けているのが通常の状態	後見	成年後見人	成年被後見人	包括的な代理権

手続きの流れ



申立ての流れと費用



※成年後見登記に関する証明書については、住所・本籍にかかわらず、全国の法務局・地方法務局の本局戸籍課窓口で申請できます。

後見人の担い手

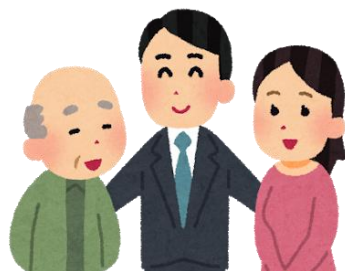
最高裁事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 平成30年1月～12月より

第三者後見人 約77%

法人



市民後見人



専門職後見人

弁護士



司法書士



社会福祉士



親族後見人 約23%



申立に必要な書類と費用 (後見開始の申立の場合)



申立書

👉 診断書 (数千円程度 成年後見制度用)

👉 申立手数料 (800円分の収入印紙)

👉 登記手数料 (2,600円分の収入印紙)

👉 郵便切手 (数千円程度)

👉 鑑定費用 (裁判官が必要と判断した場合 数万円程度～)

👉 本人の戸籍謄本・住民票など



後見人の役割

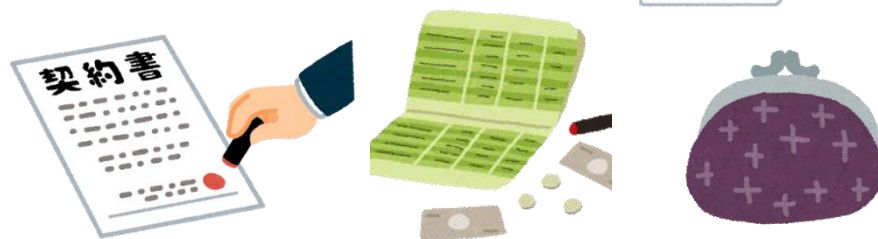
① 財産管理

- 預貯金や不動産などの財産の管理
- 年金収入や家賃収入などの収入の管理
- 施設使用料や保険料などの支出の管理

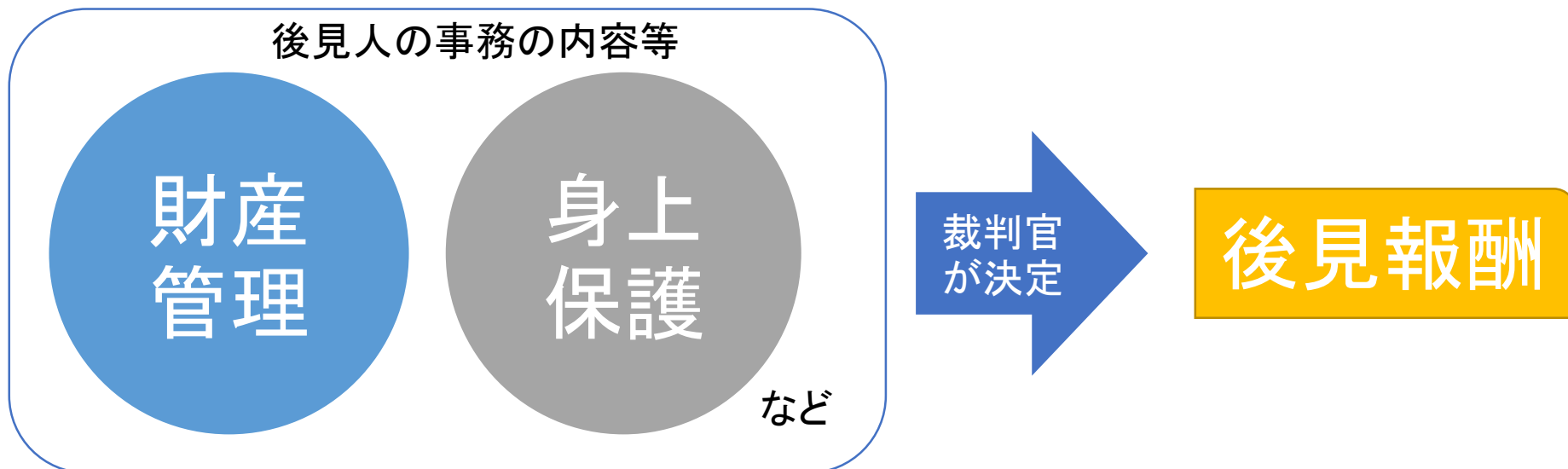


② 身上の保護

医療に関する契約や支払い、介護等に関する契約、
住まいに関する契約、施設に関する契約など、
お財布の中身を見ながら本人らしい生活を整える



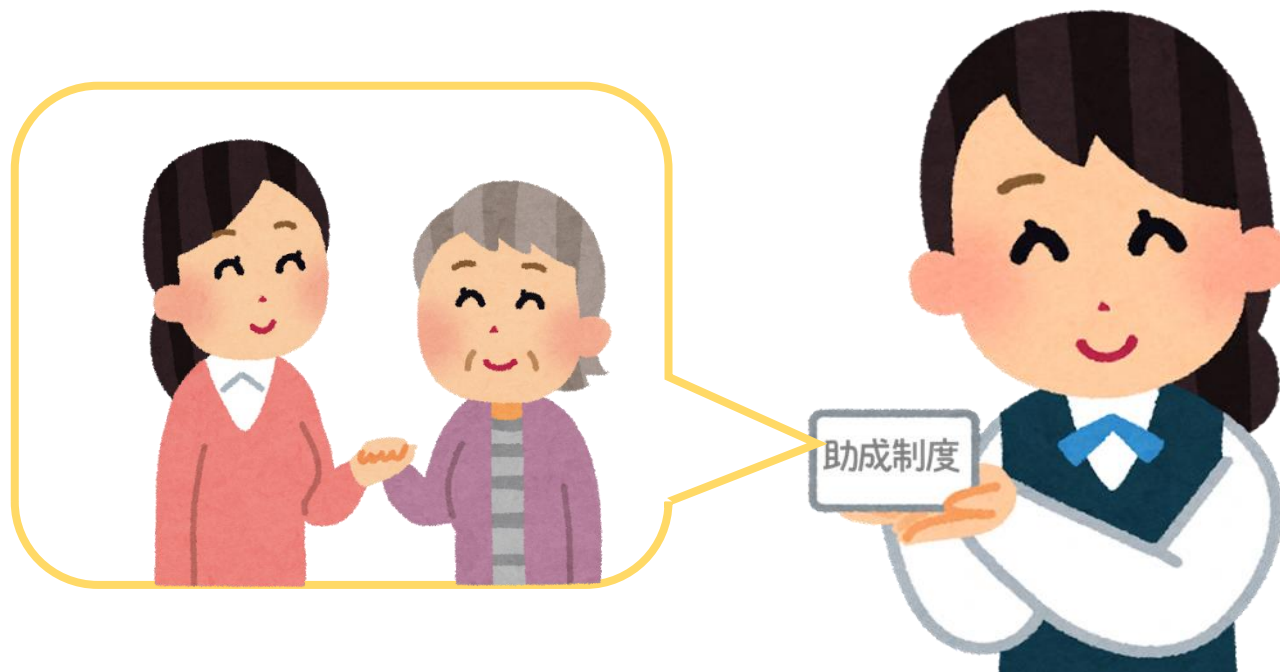
後見人への報酬



- 1 成年後見人等は家庭裁判所へ定期的に事務報告書を提出します。
- 2 後見人等は家庭裁判所へ報酬付与申立てを行うことができます。
- 3 報酬額は裁判官が後見人の事務の内容等を考慮して決定します。

低所得の方へ助成制度

低所得の方でも成年後見制度が利用できるよう、
市町村による成年後見制度の助成制度があります。



成年後見利用支援事業

参考：尾張東部圏域（瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町）

申立費用の助成	申請者	◎申立人 (市長申立に限らず、本人や親族が申立を行った場合を含む)
	申請時期	後見等開始審判の確定後
	助成対象となる経費	◎申立費用 ①申立て手数料 ②登記手数料 ③郵便切手代 ④鑑定料 ⑤申立書の添付書類の取得費用 ※①～④は家庭裁判所に実際に支払った費用
後見人等報酬の助成	申請者	◎被後見人等(被成年後見人、被保佐人、被補助人) (市長申立に限らず、本人や親族が申立を行った場合を含む) ※後見人等の代理申請が可能
	申請時期	報酬付与の審判確定後
	助成対象となる経費	◎後見人等の報酬 ◎後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人）の報酬 ※家庭裁判所が審判した額 ※上限は、後見人等、後見監督人等の報酬を合わせて月額28,000円 ※後見人等及び後見監督人等が親族の場合は助成対象とはなりません。

成年後見利用支援事業

参考：尾張東部圏域（瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町）

助成対象となる費用	助成対象者	助成対象要件
申立費用	申立人	申立人及び本人（被後見人等）のどちらかが、以下のアからウのいずれかの要件に該当することが必要です。
後見人等の報酬 および 後見監督人の報酬	本人 （被後見人等）	本人が、（１）から（３）のいずれかに該当することが必要です。 （１）生活保護受給者 （２）中国残留邦人等支援給付受給者 （３）以下の①から④すべてを満たす者 ①市町村民税非課税世帯 ②世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 ③世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 ④世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない